

**分別の区分** ここに記載のないものの分別方法・出し方は、“一般家庭のごみ分別区分の手引き”をご覧ください。

<p><b>可燃ごみ</b></p>	<p>町の“可燃ごみ指定袋”に入れて出してください。</p> <p>※多量の場合は収集できない場合があります。環境エネルギーセンターへ直接搬入してください。(有料)</p>	<p><b>【可燃ごみ有料制度】</b>                  全ての可燃ごみに対し、処理手数料が掛かります。(指定袋の代金に含まれています)                  15リットル袋: 1枚当たり15円                  30リットル袋: 1枚当たり30円                  (それぞれ20枚入で販売しています)</p> <p>●一般家庭の生ごみ ●皮革類、衣類、布類                  ●紙くず(古紙類は除く) ●剪定枝、木くず、落ち葉                  ●紙おむつ ●アルミ箔                  ●ブルーシート(折りたたみ縛り、指定袋に入れる)                  ※農業用ブルーシートは出せません。                  ●事業所の可燃ごみ(1回の排出が30kg未満)                  ●プラスチック類(容器包装でないもの: ビデオテープ、歯ブラシ、ボールペンその他これらに類するもの)</p> <p>※剪定枝や木くずも指定袋に入れて出してください。(長さ20cm以下)                  袋に入りきらない場合は直接ながの環境エネルギーセンターへ搬入してください。                  ※ごみの野外焼却は法律により禁止されています。</p>
<p><b>埋立ごみ</b></p>	<p>町の“不燃物指定袋”に入れて出してください。</p>	<p>●陶磁器類、せともの ●板ガラス、コップ ●資源物の分別に該当しない汚れたびん                  ●電球(LED含む) ●その他の埋立ごみ</p> <p>※フライパン及びなべ類、スプレー缶など資源物の混入が見受けられます。資源物(金属類)として分別してください。</p>
<p><b>資源物・リサイクルするもの</b></p> <p><b>容器包装プラスチック</b></p>	<p>町の“容器包装プラスチック指定袋”に入れて出してください。</p> <p>※トレーや家電製品の梱包材(発泡スチロール)は、プラマークが表示されていても今までと同じ「発泡スチロール」で分別してください。</p> <p>①中身を取り除き、汚れ(油分)等を洗い流す。                  ②乾燥させる。                  ③ボトル類などはキャップをはずす。                  ※紙製ラベルやシールは、無理に取る必要はありません。(簡単にはがせるものは取ってください)  <b>※汚れの落ちないものは“可燃ごみ”です。</b></p>	<p>容器包装とは、商品を「入れていたもの」や「包んでいたもの」で、商品を使ったり食べたりしたあとに「不要になるもの」です。</p> <p>●袋類                  レジ袋、菓子等の袋など                  ●包装類                  ボトル類のラベル、飴の個包装、野菜や果物のラップなど                  ●ボトル類                  シャンプー、洗剤、ソース、ドレッシング、うがい薬、目薬など                  ●キャップ類                  ペットボトルやボトル類のものなど</p> <p>●網・ネット類                  野菜、果物を入れたネットなど                  ●カップ・パック・トレー類                  たまごパック、コンビニ弁当、冷凍食品やお菓子の仕切り、カップラーメン容器など                  ●緩衝材                  ブチブチシート、果物のクッション材など                  (発泡スチロールは対象外)</p> <p>容器包装プラスチックには、プラマークが表示されています。</p> <p>※「湿布に貼られた薄いフィルム」「汚れたラップ」の混入が多数あります。これらは「可燃ごみ」としてください。                  ※レジ袋などの袋類を出す場合、中に物を入れないでください。(二重袋にならないように)                  ※ボトル類などは、キャップをしたまま入れないでください。圧縮時の破裂事故を防ぐためです。</p>
<p><b>金属類</b></p>	<p>アルミ類とスチール類に分け、それぞれの収集日に出してください。                  ※ステンレス類は桁形処分場へ直接搬入してください。</p> <p>①缶類及び小さな金属類は、集積所のコンテナへ入れる。                  ②なべ、やかん類などは“不燃物指定袋”に入れる。(取っ手部分が外せればはずす)                  ③少量のトタン板、針金などは紐で束ねて出す。</p>	<p>アルミ缶・アルミ類(磁石がつかないもの)      スチール缶・スチール類・鉄類(磁石がつくもの)</p> <p>●飲料缶で  マークのある缶      ●飲料缶で  マークのある缶</p> <p>●缶詰のフタ(アルミマークのあるもの)                  ●アルミ製なべ、フライパン、やかん                  ●スプレー缶など</p> <p>●茶筒、菓子缶、缶詰缶                  ●なべ、フライパン、やかん                  ●スプレー缶など</p> <p>※缶は完全につぶさないでください。                  ※スプレー缶のガスが原因で、車両火災が発生することがあります。必ず使い切り、穴をあけガス抜きをしてください。</p>

資源物・リサイクルするもの	びん類	色ごとに分け、それぞれの収集日にコンテナへ入れてください。 ①フタを外す。(材質により分別) ②中を良く洗う。 ※紙製ラベルやシールは、無理に取る必要はありません。(簡単にはがせるものは取ってください)	無色・透明 茶色 …ビールびん、一升びんなどのリターナブルびん(繰り返し使用するびん)は販売店に返しましょう。 その他の色 …青、緑、黒、水色、つや消しびんなど ※汚れの落ちないびんは“埋立ごみ”です。(リサイクルできません) ※板ガラス、コップは“埋立ごみ”です。 ※色の見分けがつきにくいものは“その他の色”に分別してください。		
	ペットボトル	町の“不燃物指定袋”に入れて出してください。(潰してもよい) 4ℓ容器は取っ手部分を紐で束ねて出してもよい。 ①キャップを外し、ラベルを取る。(キャップとラベルは容器包装プラスチック) ②中を良く洗い、水を切る。	●清涼飲料水、みりん、醤油などの容器で  マークのある容器。 ※集積所のコンテナに入れないでください。 ※シャンプー、洗剤などのプラスチック製ボトルは“容器包装プラスチック”です。 ※汚れの落ちないものは可燃ごみです。		
	乾電池 (コイン・ボタン電池) ライター 蛍光管	乾電池とコイン・ボタン電池、ライターを分けて、透明なポリ袋に入れて出してください。(一緒に袋に入れないでください) 蛍光管は、買ったときの箱に入れるか、新聞を巻くなどして割れないようにして出してください。	乾電池、コイン・ボタン電池、ライター ※シール鉛電池は販売店に返却してください。 ※令和3年度よりコイン・ボタン電池の収集を行っています。 ※電球(LED含む)・カミソリは“埋立ごみ”です。 ※ライターのガスが原因で、車両火災が発生することがあります。必ず使い切り、ガス抜きをしてください。	蛍光管 ※水銀を使用した体温計も収集日に出してください。	
	発泡スチロール トレイ	紐などで束ねずに、集積所の青いネットに入れてください。 ①中身を取り除き、汚れ(油分)等を洗い流す。 ②シール、ラベルをはがす。	発泡スチロール 家電製品の梱包材・魚箱など。 ※汚れの落ちないものは“可燃ごみ”です。	トレイ 肉・魚などの入った白色または色つきの皿。	 
	大型プラスチック類	枡形処分場へ直接搬入してください。	大型プラスチック類。(衣装ケース、漬物タル、バケツ、等) ※プラスチック類(容器包装でないもの: ビデオテープ、歯ブラシ、ボールペンその他これらに類するもの)は可燃ごみです。		
	古紙類	種類別に分け、それぞれの収集日に紐で十字に束ねて出してください。 ※ガムテープなどで巻かないでください。 ※汚れの落ちないものは可燃ごみとして出してください。	新聞紙・折込チラシ 書類、コピー用紙などを混ぜない。 別々に束ねる必要はない。 ダンボール 1m程度の大きさにする。 雑誌・雑がみ 《雑がみの主なもの》 書類、書籍、コピー用紙、パンフレット、厚紙、菓子箱、ティッシュ箱、封筒、紙袋、包装紙など 牛乳パック 切り開いてパックのみで束ねて、雑誌・雑がみの収集日にお出してください。	  	